

# システムカフェ利用規定(一般利用者用)

平成 11 年 4 月 3 日

1. 本学学生、教職員でない者は、システムカフェ利用申請をすることにより、九州国際大学メディアセンター内のシステムカフェの情報機器を利用することができます。  
(ただし、各自で必要なパソコンの操作が出来ること)
2. 九州国際大学教育情報ネットワークセンター(以下、「ネットワークセンターとする。」)システムカフェ利用申請をし、ネットワークセンターが申請を受理した者には、一般利用者として、教育情報ネットワークシステム利用規則第 9 条に基づき、ゲストアカウントを発行します。このゲストアカウントの有効期間は、最長で 3 ヶ月とします。
3. 一般利用者は、以下のことをしてはいけません。
  - (a) PC 等の情報機器の位置を変更し、あるいは構成等を変更すること
  - (b) PC にインストールされている OS、アプリケーション等を変更すること
  - (c) 一般利用者として発行されたユーザ ID およびパスワードを他人に貸与すること
  - (d) ネットワークシステムを通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすること。またこれを第三者にさせること
  - (e) 印刷用紙・インク等の消耗品を、常識の範囲を超えて使用、または要求すること
  - (f) 学内外を問わず、選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
  - (g) ネットワークシステムを利用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用をすること
  - (h) 公序良俗に反する行為(大学内で閲覧するにふさわしくないホームページを閲覧することを含みます)
  - (i) 犯罪的行為に結びつく行為
  - (j) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害する行為
  - (k) 他の利用者又は第三者の財産、情報、プライバシー等を侵害する行為
  - (l) 他の利用者又は第三者の姓名、アカウント等を詐称して情報を発信する行為
  - (m) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
  - (n) ネットワーク管理、運営を妨げる行為
  - (o) その他、法律又は本学諸規則に反する行為
4. 前項の規定に違反し、またはネットワークセンターの特別の指示に従わない場合は、一般利用者としての利用権を停止し、また以後の利用も停止されます。